



令和4年度 保護者・生徒・地域の皆さんへ
長野高等学校 学校長だより
(「学校長だより」はホームページにも掲載しています。)

令和4年
No 2
4月26日(火)

学級閉鎖や学年閉鎖中には、大会に出場できません。

春のインターハイ予選等の大会開催の時期が迫っています。大会出場が最後となる3年生でも、もしも休業に係るクラス(学年)に所属している場合は、残念ですが大会には出場できないこととなります。そこで、休校(休業)になる基準をしっかりと把握してください。以下がその基準です。

「陽性者が感染可能期間(発熱や喉の違和感等の**発症2日前以降**、無症状の場合は**検体採取2日前以降**)に学校内の行動歴がある場合は、**陽性者の最終登校日から5日を経過するまで**臨時休業とすることを基本とする。」以下の表のように考えます。

○基本的なパターン

	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	陽性者の最終登校日	陽性者発症	陽性判明日		臨時休業		学校再開

・発症二日前までに登校歴があるため休業を検討

オミクロン株が、次の人に感染するまで2日(デルタ株は5日)という特性があり、従来(デルタ株)のように濃厚接触者を特定して(その最中は休業)、その作業が終了したら学校再開という手順を踏んでも、その時点で既に周囲の者に感染が広がっている可能性があるため、上記のような休校(休業)基準となっています。

学級(学年)が閉鎖している最中は、その**学級(学年)に所属している人は、特別なことがない限り自宅待機が原則**です。現時点では「特別なこと」に「大会」は入っていません。従って、大会出場をどうしても実現させたい、大会不参加の可能性を低くしたい、と考える学校の中には、大会開催の前1週間をオンライン授業にする、などの対策を考えているところもあると聞いています。

校長や高体連・高野連・高文連としても皆さんの大会出場をできるだけ実現したいので、学級(学年)閉鎖中でも自身が陽性・濃厚接触者でない人は、何らかの検査(抗原検査)等で陰性がわかれば出場できる等の方法を模索し、県に申し入れをしていますが、どうなるかはわからない状況です。

本校では上記のように大会出場のために特別な対策はとらないため、現時点では、**とにかく学級(学年)閉鎖がないようにすることが肝要**です。そのためには、今まで2年間、心がけてきたことを徹底するしかありません。いくつか、ポイントを下記に書き出します。

生徒の皆さんへの注意点(クラブ活動を中心として)

- ・マスクを外して、昼食時やクラブ活動中に会話を行わない。
- ・クラブ活動等で着替えの際に、狭い部屋で密にならない、マスクを外さない。
- ・クラブ活動後等に、友達同士で会食等を行わない。

ご家庭に協力をお願いする点

- ・同居の方がPCR検査等を受けている場合、結果がでるまでは登校を控えてください。
- ・同居の方が発熱や喉の違和感等の風邪症状のある場合は登校を控えてください。
- ・身の回りで自身の感染に少しでも気になることがある場合は、登校を控えてください。

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

本校のわいせつ行為根絶についての校内ルールを下記に示します。新たに入学した生徒さんもいるので、生徒・保護者の皆さんに改めて周知をします。このルールを逸脱している事案に、「生徒自身」や「友達」が直面した場合には、遠慮なく相談してください。（以下が校内ルールです）

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

長野県の県立学校（高等学校や特別支援学校）で、残念ながら生徒に対する「わいせつ行為」により教員が懲戒処分（免職）されるという事案が発生しています。教育活動は、学校・教職員と生徒・保護者あるいは関係者間による信頼関係の上に成り立つため、このような不適切行為の根絶を図る必要があることは言うまでもありません。

このような行為は、教員と生徒が保護者も知らない中で、他の教職員の目の届かない場所で、繰り返し相談・面談等を行っていたことが一因とされています。たとえ「わいせつ行為（性的行為）」が両性の合意の上であっても、教員と生徒の関係性においては、不適切な行為と言わざるをえません。

つきましては、下記の校内ルールを定めましたので、本来の教育活動を阻害しないように教職員も留意いたしますが、ご協力よろしく願いいたします。

記

- 1 教員と生徒は、他の誰も知りえない状態で、相談や面談を行わない。

具体的には以下のように対応する

- (1) 教員と生徒は、教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならないように心掛け、相談等ではドアを開放したり複数で相談に応じたり、複数の職員がいる状態で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (3) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (4) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。

- 2 わいせつ行為が疑われるときはもとより、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。（相談窓口については本校HPの「学校長からの連絡」を参照してください。）